

# 永源寺文書中世文書目録(一)

## 凡例

本目録は、永源寺所蔵の永源寺文書（栗東歴史民俗博物館寄託分）のうち、中世文書について、二〇二三年～四年度東島ゼミナール参加者によつて同年度に行つた調査に基づき作成したものである。

既述のとおり、永源寺文書の史料目録および翻刻には複数のものが存在するが、媒体によってそれぞれ利便性を有する一方で、各媒体で史料に関する諸情報（文書名、翻刻、人名比定等）に差異が生じている。とくに中世文書については、情報が錯綜している面があることから、本目録を作成するに至つた。そのため、本目録では、既存目録を基に各媒体との差異や、媒体ごとに付された文書番号を併記し、利便性向上することに努めた。

また、二〇二三年度におこなつた調査では、本学文学部の大田壮一郎教授・辻浩和教授にもご協力いただいた。

末筆ながら、今回の調査に際して、格別の御高配を賜つた永源寺ならびに栗東歴史民俗博物館に厚く御礼を申し上げます。

目録作成については、二〇二三年度東島ゼミナール参加者（奥芝理沙、佐野啓生、島津恒星、塚本優樹、野村龍葵、濱野未来、松田仁志、森下裕真、米田豪）で整理をおこない、校正を佐野啓生、濱野未来、松田

仁志、森下裕真、米田豪が担当し、東島誠教授が監修した。

- 表一段目の「目録番号」は函ごとの番号（『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』での目録番号（原則編年順）に準拠）を、二段目の「文番号」は『永源寺文書目録』での番号、「遺番号」は『戦国遺文 佐々木六角氏編（オンデマンド版）』に所収がある場合はその文書番号を示している。
- 文書名については、原則として原題を採り、必要に応じて（）で内容を補つた。原題のないものについては、（）を付して記した。基本的には『永源寺等関係寺院古文書等関係調査報告書』（滋賀県教育委員会）に依拠しているが、内容検討のうえ、より適切な文書名が付与できる場合等は、独自に文書名を変更し、その際は註に示した。
- 壳券・寄進状等については、田畠・畠地・在家等を省略した。
- 差出・宛所の人名については、『永源寺等関係寺院古文書等関係調査報告書』『戦国遺文 佐々木六角氏編（オンデマンド版）』の比定と適宜照合のうえ、妥当と判断できるものは依拠し、変更や特記事項がある場合は、備考欄及び註にてその旨を示した。
- なお、人名比定に関して、『戦国遺文 佐々木六角氏編』所収文書に

ついては、補遺に加え、編者である村井祐樹氏の東京大学史料編纂所個人ページ（<https://www.hiu-tokyo.ac.jp/personal/murai/newpage1.html>）に掲載されている「正誤表」および「補遺目録」とも照合をおこなった。また、村井祐樹『中世史料との邂逅——室町・戦国・織豊期の文書と記録』（思文閣出版、二〇一四年）には、附編一として「『戦国遺文 佐々木六角氏編』統補遺」、附編二として「戦国時代佐々木六角氏関係記録史料集（稿）補遺」が収録されている。附編一は、右に挙げた史料集と併せて参考することが望ましい。附編二は、村井祐樹『戦国大名佐々木六角氏の基礎的研究』（思文閣出版、二〇一二年）所収の「附編 戦国時代佐々木六角氏関係記録史料集（稿）」の補遺であり、関連史料としてこの両者も参考となる。

- 差出・宛所は、史料中の表記通りに示した。官途のみで実名を比定できる場合は補い、花押等がある場合はその情報も（）で付記した。敬称（「殿」「様」等）は省略したが、「御中」等史料上の表記が適當と考えられるものについては、そのまま表記した。
- 連署状での差出人名は、文書中の袖から奥に向かう順に示した。なお、東京大学史料編纂所による一九九九年撮影分の「内容細目」情報では、奥から袖に向かう順で記述しているが、この点の異同については省略した。

- 法量の単位は縦×横をセンチメートルで示した。紙を継いでいるものは、その全長を示した。札紙や包紙等を貼り付けて巻装されるものは、現状で計測した。
- 史料の損傷状態についての情報は省略した。
- 備考欄や註において、既存の目録や史料集に言及する場合、次の略語で示した。
  - 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課編『永源寺等関係寺院古文書等関係調査報告書』（滋賀県教育委員会、一九九八年）＝滋
  - 文化庁文化財部美術学芸課『永源寺文書目録』（文化庁文化財美術学芸課、二〇〇二年）＝文
  - 村井祐樹編『戦国遺文 佐々木六角氏編（オンデマンド版）』（東京堂出版、二〇一六年）＝遺
  - 皆川完一・黒川高明・林譲・近藤成一「泉涌寺・鞍馬寺・水無瀬神宮及び永源寺における史料調査」（『東京大学史料編纂所所報』二三号、一九八九年三月、一〇八一—一六頁）＝史八七
  - 東京大学史料編纂所採訪マイクロ一九九九一〇四八（書目ID〇〇〇一四〇八）、HiCAT Plus 上の内容細目（二〇一四年九月同所内端末での閲覧時点）＝史九九

# 目録① 長櫃中世文書

九	八	七	六	五	四	三	二	一	目録番号
一 七七五	一 七七四	一 七七三	一 七七二	一 七七一	一 七七〇	一 七六九	一 七六八	一 七六七	文番号 遺番号
一三七六 永和二・六・二九	一三六九 応安二・一二・一二	貞治五・一二・ 一三六六	延文五・三・二三 一三六〇	文保三・二・八 一三一九	文保二・一二・四 一三一八	正應元・二・三 一二八八	弘安七・四・ 一二八四	弘安二・一一・三二 一二七九	年月日 西暦
[泰清壳券]	[藤原安景等連署壳券]	[神主等連署壳券]	[月本支国壳券]	[大伴氏弥熊女・一男虎熊丸連署壳券]	[六郎そうない・つるかわ女連署請文]	[景重壳券]	[僧唯願壳券]	[浅井恒清壳券]	文書名（内容）
宛.. (乙松)	差.. (泰清(花押))	宛.. (藤原竹松)	宛.. (禅華御庵)	差.. 道念(花押)・ 高円(花押)・ 伊与介(花押)・ 五郎大郎(花押) (花押)・ 兵衛次郎(花押)・ 九郎三郎(花押)・ 五郎三郎(花押)	差.. 大伴氏(略押)・ 一男虎熊丸(略押) (略押)	宛.. (弥三郎)	宛.. (僧幸源)	宛.. (藤七)	差出→宛所
堅紙 三〇・八×四五・○	堅紙 二八・六×三八・二	堅紙 二八・六×三八・二	堅紙 二八・三×四一・四	堅紙 二八・五×四七・○	堅紙 二八・六×三九・六	堅紙 二六・〇×三七・○	堅紙 三一・〇×四三・○	堅紙 三〇・〇×三七・○	形状 法量 (縦×横)
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	枚数
端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	備考・註記
端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	備考・註記



三四	三三	三一	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二二	
八〇〇	七九九	七九八	七九七	七九六	七九五	七九四	七九三	七九二	七九一	七九〇	七八九	七八八	七八七	
一四六七	応仁元・七・一六	寛正元・一二・一五	長禄四・一二・一八	文安元・四・一四四	嘉吉元・八・二五	正長二・六・一四	一四二九	一四二五	一四二四	一四二三・一一・二六	応永三二・三・二八	応永二三・一一・二七	応永一六・九・一四〇九	応永一六・一・一四〇九
二五・五×三八・五	二五・五×三八・七	二七・八×四一・九	二七・九×四〇・九	二四・〇×三五・九	二八・三×四三・八	二六・一×三五・八	二八・〇×四二・九	二八・五×三九・一	二六・一×	二八・八×四〇・四	二八・五×四七・〇	二九・二×四二・四	二九・二×四四・三	
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	
宛・	差・庄主徳芳（花押）	宛・（宝珠庵）	差・うりぬしくまハラカミ衛門	差・相谷衛門七郎	宛・（性祚房）	差・公文河原田時重（花押）	宛・	差・祐慶（花押）	宛・（武光之大郎二郎）	差・道阿弥（略押）	宛・（馬渕）乙女（筆軸印）	宛・（山上）	宛・	
豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	豎紙	
端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	端裏あり	
前欠 註一二	註一二			端裏あり	端裏あり									
[某庄算用状]	[上衛門壳券]	[相谷衛門七郎壳券]	[河原田時重壳券]	[祐慶壳券]	[道阿弥讓状]	[乙女寄進状]	[善勝壳券]	[衛門二郎壳券]	[殿村]善勝（花押）	[衛門二郎]（花押）	[馬渕]乙女（筆軸印）	[山上]	[馬渕]乙女（筆軸印）	
〔馬四郎壳券〕	〔応永一年山上郷内衛門三郎取次分算用状〕	〔清重壳券〕	〔日吉下庄寄進得分算用状〕	〔重貞壳券〕	〔高野馬四郎（略押）〕	〔永源寺〕	〔高野馬四郎（略押）〕	〔衛門二郎壳券〕	〔殿村〕善勝（花押）	〔馬渕〕乙女（筆軸印）	〔永源寺〕	〔永源寺〕	〔高野馬四郎（略押）〕	

三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四
八〇一	八〇二	八〇三	八〇四	八〇五	八〇六	八〇七	八〇八	八〇九	八一〇
文明二・二・一一 一四七〇	文明二・二・一二 一四七九	文明二一・一一・二六 一四八一	文明一四・三・ 一四八二	文明一九・五・二四 一四八七	長享三・六・九 一四八九	明応八・九・七 一四九九	永正四・一一・二一 一五〇七	永正六・七・ 一五〇九	大永四・七・一六 一五二四
祐惣壳券 〔瑞珍寄進状写〕	祐惣壳券 〔瑞珍すいちん也〕	宛..(衛門太郎)	宛..(源永寺)	差..(花押)	差..(花押)	差..(花押)	差..(花押)	差..(花押)	差..(花押)
〔祐惣壳券〕 〔瑞珍寄進状写〕	〔祐惣壳券〕 〔瑞珍すいちん也〕	帳	瑞名山含空院昭堂上葺奉加錢納下行	〔永源寺領御園中下郷沾却料足請取 状〕	〔上坂善勝壳券〕 〔六角氏奉行人連署奉書写〕 〔伊庭貞隆書下写〕	宛..(花押)	宛..(花押)	宛..(花押)	宛..(花押)
宛..(大工新 含空院)	宛..(大工新 含空院)	宛..(正印坊)	差..(花押)	差..(花押)	差..(花押)	差..(花押)	差..(花押)	二七・三×三九・五 二七・七×四〇・八	二七・四×四二・七 二八・五×三九・七
二八・六×二七・四 堅紙	二八・六×二七・四 堅紙	二七・七×三九・四 切紙	二七・九×四二・五 切紙	二八・五×四〇・七 堅紙	二八・五×四二・三 切紙	二八・五×四二・五 切紙	二八・六×二七・四 堅紙	二八・五×三九・五 二七・三×三九・五	二四・五×三五・五 二八・五×三九・七
一枚 一通	一枚 一通	一枚 一通	一枚 一通	一枚 一通	一枚 一通	一枚 一通	一枚 一通	一枚 一通	一枚 一通
端裏あり 後欠 註一七	端裏あり	元は冊の一丁をひら いたものか	註一六	端裏あり	後欠、端裏あり 註一五	前欠 註一四	端裏あり 註一三	端裏あり	端裏あり

五 七	五 六	五 五	五 四	五 三	五 二	五 一	五 〇	四 九	四 八	四 七	四 六	四 五	
八二三	八二三	八二二	八二〇	八一九	八一八	八一七	八一六	八一五	八一四	八一三	八一二	八一	
一三五〇 觀心元・一二・一九	年月日未詳	年月日未詳	年月日未詳	年月日未詳	年月日未詳	年月日未詳	年月日未詳	年月日未詳	年月日未詳	年未詳・一一・晦日	一五七一	享禄三・一一・	
[藤原季長寄進状写]	[某壳券]	[某書状案]	[某所下行注文断簡]	[永源寺領算用状断簡] 柿御園中郷内市笠名田公事細々物支 配注文	[了印庵主得分書付]	[愛知上庄他田地注文断簡]	[諸僧奉加状断簡]	[和南忠長・小倉実隆連署書状案]	[元龜二年四月・五月分永源寺諸僧 日單]	[和南忠長・小倉実隆連署書状案]	[元龜二年四月・五月分永源寺諸僧 日單]	[伊勢神宮領近江国蒲生郡請坪狀]	差保司代(花押)・検注使權禰 宜度会神主守長(花押)
宛 差 如意庵	宛 差 藤原季長 (花押影)	宛 差 一	宛 差 一	宛 差 一	宛 差 一	宛 差 一	宛 差 一	宛 差 一	宛 差 一	宛 差 一	宛 差 一	差 含空院 小倉又次郎	
堅紙 二八・八×三九・五	堅紙 二八・〇×三四・〇	堅紙 二八・〇×三九・〇	堅紙 二六・七×三六・八	堅紙 二五・一×二四・五	堅紙 二七・一×二四・五	堅紙 二五・九×二七・三	堅紙 二六・五×三八・七	堅紙 二五・三×四二・五	堅紙 二一・二×三一・三	堅紙 二五・〇×四一・七	堅帳	二七・〇×三七・五	
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	
註二六	後欠	註二五	註二四	裏花押あり	前後欠	端裏あり	註二三	註二二	前後欠	端裏あり、註二〇	註一九	端裏あり	

八六一	七六一	六六一	五六一	四六一	三六一	二六一	一六一	六一	六〇	五九	五八
一二七二	八二七	九五三	八二七	一八二七	九三六	八二七	七九五	八二七	一八二六	一四一六	一八二四
年未詳・一・二八	明応五・八・一六	永祿一〇・九・一五	文安五・一〇・一四	文安六・三・三〇	一四五八	一四五九	一五六六	永禄九・一一・三	天文二三・六・一九	一五五四	寛文五・二・一四
〔平井定継書状写〕	〔室町幕府奉行人連署奉書写〕	〔六角氏奉行人連署奉書写〕	〔一色氏奉行人連署奉書写〕	〔六角氏奉行人連署奉書写〕	〔六角氏奉行人連署奉書写〕	〔六角氏奉行人連署奉書写〕	〔六角氏奉行人連署奉書写〕	〔六角氏奉行人連署奉書写〕	〔室町幕府禁制写〕	〔某寄進状〕	〔沙弥禪智〕
所	宛・平井駿河守定継判	差・宮木右衛門尉（賢祐）殿御宿	宛・含空院雜掌	差・（松田）英致判・（諷訪）貞通判	宛・雷谷熊原百姓中	差・（隱岐）賢広判・（平井）定武判	差・長近判・淨堅判	宛・石河佐渡入道（道悟）	差・（隱岐）賢広判・（蒲生）定秀判	宛・岸本郷沙汰人百姓中	差・（宮木）賢祐判・（後藤）氏豊判
横帳	一四・三×四一・一	横帳	一四・三×四一・一	横帳	一四・三×四一・一	横帳	一四・三×四一・一	横帳	一四・三×四一・一	横帳	三六・〇×三八・三
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	三三・一×四六・一
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	三〇・九×四四・二
六二一六五包紙一括	六二一六五包紙一括	註三一	六二一六五包紙一括	註三一	六二一六五包紙一括	註三一	六二一六五包紙一括	註三一	六二一六五包紙一括	註二九	六二一六五包紙一括



七四	八三九	(寛文一三)・一〇・一六	口上覚(西ヶ峯寺出入)	差...龍華院	二九・四×四一・五	折紙
七五	八四〇	(寛文一三)・一一 (二六七三)	[上田弥市・河添左次兵衛書状写 (西ヶ峯寺出入)]	差...上田弥市・河添左次兵衛 宛...龍花院	二九・六×四一・五	折紙
七六	八四一	永祿一一・一〇・二三	[北条家朱印状写]	差...御朱印(朱印影)	二九・〇×四〇・一	一枚
七七	八四二	永祿一一・九・二二 一五六八	[織田信長條書写]	差...彈正忠(織田信長)朱印 宛...百濟寺	二九・〇×四一・九	一枚
七八	八四三	永祿一一・九・ 一五六八	[織田信長禁制写]	差...彈正(織田信長) 宛...飯高	二八・四×三九・九	一枚
七九	八四四	慶長一一・九・一八 一六〇六	[板倉勝重禁制写]	二九・四×三九・九	一枚	一枚
八〇	八四五	年月日未詳	[永源寺由緒書草案]	二九・二×四〇・〇	一枚	一枚
八一	八四六		[永源寺由緒書草案]	二七・八×四〇・五	一枚	一枚
八二	八四七		[侍者官錢請取状写]	二八・三×四〇・六	一枚	一枚
八三	八四八		[園基富繪旨副状写]	二四・五×七・一	一枚	一枚
(一四九五)	(明応四)・九・二六	元龜三・二・吉 一五七二		三三・一×四五・九	三三・一×四五・九	六六・七五紐一括、 註三九・四四
宛...永源寺住持	差...（園）基富 宛...永源寺	差...永源寺納所祖榮・奉行慶因 寿真・守塔(柏浦)鳳庭	小切紙	豎紙	豎紙	註五〇
豎紙	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	註四九
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	註四八
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	註四七

註

註一：滋では二月としているが、文の年次比定（一月）が適當。壳券の後ろに、「恒清（花押）」によつて書き足された但書あり。

註二：史九九は、〔藤内三郎景重田地壳券〕とする。

註三：史九九は、（実質上の）宛所の人名を「孫三郎」とする。

註四：史九九は、藤原安景のみを差出とする。

註五：滋・文は、差出の「山上」の下の一宇を花押とするが、「惣」と見る史九九に従つた。道金以下八名が惣中のメンバーを指すかどうかは未考。

註六：史九九は、文書の差出名を「熊原二郎三郎」とするが、熊原は地名と判断した。

註七：史九九は、内容細目に「表面撮影漏れ」とあり、当然写真帳にも欠落している。よつて、以下にその写真を掲載する。

註八：史九九での文書名は、「道香覺書」。前欠の一紙との継目には二つの裏花押がある。

註九：滋・文での文書名は、「衛門三郎取次申分算用状」。

註一〇：端裏に「馬渕乙女寄進狀」とあり。なお、史九九は、（略押）とするが、（筆軸印）と判断した。

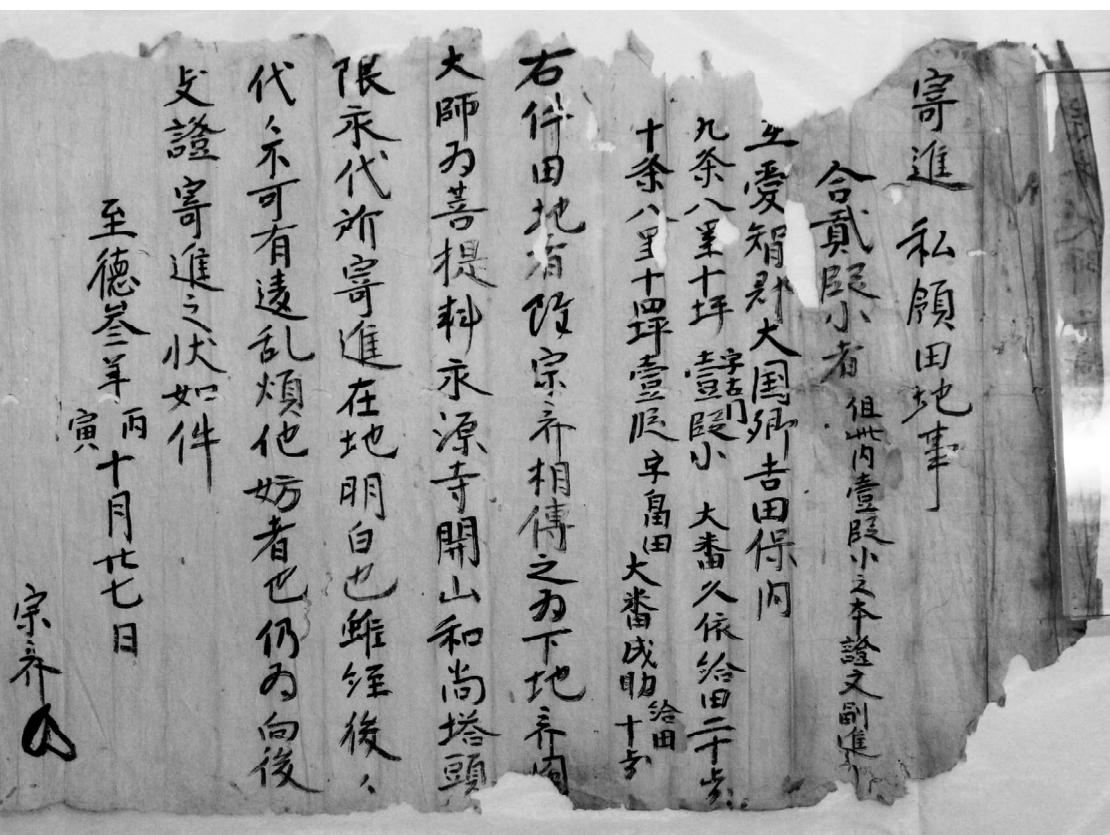
註一一：史九九は、（実質上の）宛所を「宝珠庵」とするが、重ね書きの状況から「宝珠庵」を誤記したものと判断した。

註一二：滋・文での文書名は、「庄主德芳算用状断簡」。

註一三：「すいちん」の下の文字を、史九九は（花押）とみて本文書を正文とするが、「也」と判読し、「瑞珍」の読みを示した註記と判断した。よつて本文書は正文でなく、写である。

註一四：滋・文での文書名は、「年貢注文」。裏に継目花押あり。

註一五：滋・文での文書名は、「含空院昭堂上葺奉加錢納下行帳」。



註一六：函二三二・一九号（遺・一一一號）の写。

註一七：史九九は、（実質上の）宛所を「舍真院」とするが、「真」の字は「空」を誤写したとみるのが妥当であり、よって本文書は、正文ではなく写と判断した。

註一八：滋・文での文書名は、「山上郷升置文案」。なお、史九九は、差出を「舍真院」とするが、「真」の字は、四四号同様、「空」を誤写したとみるのが妥当である。

註一九：一丁表は四月一六日晚より、一丁裏から二丁表は五月一日よりの分。  
註二〇：滋・文・史九九は、差出を「小倉忠長・和南実隆」とするが、和南忠長・小倉実隆である。年次比定については、本号所収の濱野論文を参照。

註二一：滋・文での文書名は、「料錢注文断簡」。

註二二：滋・文での文書名は、「条里坪付注文断簡」。

註二三：滋・文での文書名は、「所領書上」、史九九での文書名は「佐日高野得分書付」。モト堅帳の一丁を開いたものか。奥上

（もしくは一丁裏）には、「高野佐目レ之」、了印庵主文書四通 四斗」とある。

註二四：滋・文での文書名は、「算用状断簡」。

註二五：史九九での文書名は、「六角家奉行人カ書状写」。

註二六：史九九は、正文とするが、料紙から見て写である。如意庵宛文書の伝来事情については、本号所収の森下論文を参照。

註二七：史九九での文書名は、「某（沙弥禪智子）田地寄進状」。

註二八：史九九での文書名は、「伊予守某（沢氏カ）禁制写」。一方、

滋・文での文書名は、古筆了佐の鑑定に基づき、「今川貞世禁制写」。しかしながら、本文書の「伊予守」は、花押型お

よび文書様式より、室町幕府侍所頭人山名満時である。小坂博之「山名常熙の嫡子満時について」（『山名』一号、一九九三年）参照。五九、六〇号ともに同内容であり、函二三三三・一号にも同様の文書あり。

註二九：滋・文では立項なし。二〇二三年の調査時点では、六二一・六五号を一括する包紙として利用されている。

註三〇：滋・文では、「六角氏奉行人連署奉書写等留書」とし、個々の文書の立項はない。史九九では、親番（六一號）の文書名を「武家証文案」と総称したうえで、枝番を付けて一一通の文書を個々に立項している。

註三一：史九九は、「三月一〇日」付としているが、三〇日付である。内容細目に「表面撮影漏れ」とあり、当然写真帳にも欠落している。よつて、次頁上段にその写真を掲載する。

註三二：滋（糸文二二六）・遺では差出を「（隠岐）賢広・（蒲生）定秀」としているが、原文書を確認したところ「（隠岐）賢広・（平井）定武」が適當。

註三三：差出の「忠行」の比定について、滋・「野寺忠行」、遺・「能登忠行」となっている。本目録では遺に拠った。

註三四：史九九での文書名は、「祐房カ奉書案」。

註三五：同紙面に永禄四年九月二三日付「六角氏奉行人連署奉書写」（差出：（隠岐）賢広在判・（平井）定武在判、宛所：百濟寺政所坊、遺：八四八）を含む。

註三六：滋・文での史料名は「六角氏奉行人連署奉書写」。長櫃中卅六九号関連文書であり、同紙面には、六六号文書と同じく永禄四年九月二三日付「六角氏奉行人連署奉書写」（差出：（隠岐）賢広在判・（平井）定武在判、宛所：百濟寺政所坊、遺：八四



金宣院頃尚酒

あ意

肉多首草木照

事一の先府を

可悲山國經

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

の

- 八) を含む。なお、史料上では「西ヶ峯」のほか、「西峰」「西ヶ峰」といった表記も確認できるが、本目録では「西ヶ峯」で統一した。内容の詳細は本号所収の佐野論文を参照。
- 註三七：史九九は、慶長七年九月「大萩西峯検地書付」とするが、天正一九年三月一日の検地分と慶長七年九月日の検地分の抜書である。
- 註三八：宛所部分に「山下弥惣兵衛様」「藤田四郎左衛門様」とあるが、抹消されている。
- 註三九：七〇、七二、七四、七五号は、検討の結果、寛文二三年と比定。暫定的に（）で示した。年次比定の詳細については、本号所収の佐野論文を参照。
- 註四〇：史九九では、宛所の二人目を「大久保五右衛門」としているが、所右衛門である。
- 註四一：同紙面に（寛文二三年）三月六日付「觀理院・円覺院書状写」（宛所：常徳院）を含む。
- 註四二：滋・文での文書名は、「三浦与右衛門等連署書状」（寺社方之儀ハ不レ扱）。史九九では文書名を「井伊家重臣連署状案」とし、差出の一人目を「吉田隼人丞」、三人目を「宇津木治部左衛門」、四人目を「三浦長右衛門」とする。
- 註四三：七三号は、検討の結果、寛文八年と比定。暫定的に（）で示した。年次比定の詳細については、本号所収の佐野論文を参照。
- 註四四：史九九では、差出の二人目を「河濃左次兵衛」とする。
- 註四五：滋・文での文書名は、「北条氏康印判状写」となつていてが、文書名を改めた。本号所収の森下論文を参照。
- 註四六：滋・文での文書名は、「織田信長朱印状写」。

註四七：史九九での文書名は、「近江国愛知郡高野永源寺開山円応禪師寂室大和尚一代之行状土代」。文書名の根拠となつてているのは、冒頭の書出し文言であると思われるが、そこに書いてあるのは、開山寂室元光一代の行状については「語録の巻尾に見ゆ」、ということであつて、本文書の文書名としては不適當と考えられるため、文書名を改めた。

註四八：史九九での文書名は、「近江国愛知郡高野永源寺開山円応禪師寂室大和尚一代之行状」。文書名の変更については前註参考。史九九ではまた、本号を、八〇号を土代とする正文とみなしているが、本文書もまた、草案である。また本号においても、八〇号同様、永禄七年の放火焼失を「元禄七年甲子」と誤記したままとなつてゐる。

註四九：史九九は、差出名を「慶円」「寿英」とするが、「慶因」「寿真」とした。また、守塔（柏浦）鳳庭は形式上の差出人とみなし、末行の永源寺を宛所とした。なお、史九九では、おそらく本文書が小切紙であることから正文とみなしているようであるが、函二四六・二一号からも明らかのように、正文であれば、納所・奉行・維那の花押と守塔の朱印が捺されていると考えられるため、本文書は写と判断した。

註五〇：史九九での文書名は、「園基富書状写」。「園基富 了佐裏印」とあり。年次は、函二九〇・一号「後土御門天皇綸旨」（明応四年九月二六日付）と同函中の「綸旨付札」（明応四年九月二六日付）と関連すると考えられるため、（明応四）とした。

目録②  
函一二三四



三三	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三
一七六	二八七	二八六	二八五	二八四 一一〇	二八三 一〇九	二八二 一四九	二八一 一四九二	二七八〇 一三四六	二七八九 一三七七
一五一	永正八・三・二六	一四九三	年未詳・一二・九	明応二・一一・九	明応七・一一・二一 一四九八	延徳四・九・一一 一四九二	明応元・一〇・一一 一四九二	貞治六・三・二 一三六七	(応永二二)・一二・八 (一四一四)
[伊庭貞隆書下]	[伊庭貞隆書下]	[室町幕府奉行人連署奉書]	[六角氏奉行人連署奉書]	[室町幕府奉行人連署奉書]	[畠山道端書状]	[田上中庄田地・田上牧庄屋敷等注文]	[畠山道端書状]	[志摩国潮音寺元正等連署寄進状]	永和三・九・二四 一三七七
宛..在々所々名主沙汰人百姓中	差..出羽守(伊庭貞隆)(花押)	宛..田上牧庄名主百姓中	差..(飯尾)行房(花押) 宛..安養寺八郎左衛門尉	差..重信(花押)・(三上)頼安 (花押) 宛..伊吹因幡守	差..重信(花押)・(三上)頼安 (花押) 宛..諸名庵	差..富塚僧曇瓊(花押) 宛..(永源寺塔頭)	差..富塚曇瓊(花押) 宛..一	差..道端(畠山満家)(花押) 宛..永源寺納所御寮	沙弥禪智(花押)・沙弥元正(花押) 宛..(永源寺)
切紙(モト折紙)	切紙(モト折紙)	切紙(モト折紙)	切紙(モト折紙)	切紙(モト折紙)	切紙(モト折紙)	切紙(モト折紙)	切紙(モト折紙)	切紙(モト折紙)	三〇・〇×四四・二 一枚
一通	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一六・二六卷子一括 註一二
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	一六・二六卷子一括 註一三

三四	二八八	一七三	永正八・三・二五	[六角氏奉行人連署奉書]	差..高祐(花押)・(三上) 賴安	一三・二×三九・〇
三四	二八九	一七二	永正八・三・二三	[伊庭貞隆書下]	差..出羽守(伊庭貞隆)(花押)	切紙(モト折紙)
三五	二九〇	一九〇	永正一・二・一〇	[伊庭貞隆書下]	宛..当山六ヶ寺納所禪師	一四・〇×三九・〇
三六	二九一	二〇七	永正一・六・九・一	[伊庭貞隆書下]	差..出羽守(伊庭貞隆)(花押)	切紙(モト折紙)
三七	二九二	二九二	永正一・六・九・一	[伊庭貞隆書下]	宛..小口百姓中	一二・五×三九・〇
三八	二九三	二九三	永正一・六・九・一	[六角氏奉行人連署奉書]	差..高祐(花押)・(池田) 高雄	切紙(モト折紙)
三九	二九四	二九四	永正一・三・二六	[六角氏奉行人連署奉書]	差..高祐(花押)・(後藤)	一三・〇×三七・三
四〇	二九五	二九五	永正一・三・二六	[伊庭貞隆書下]	差..出羽守(伊庭貞隆)(花押)	切紙(モト折紙)
四一	二九六	二九六	永正一・三・九・二七	[六角氏奉行人連署奉書]	差..氏豊(花押)	一四・二×三九・四
四二	二九七	二九七	永正一・三・九・二七	[六角氏奉行人連署奉書]	宛..永源寺納所禪師	二七・五三卷子一括
四三	大永三・一二・一〇	一五一六	永正一・三・九・二七	[六角氏奉行人連署奉書]	差..高祐(花押)・(三上) 賴安	二七・五三卷子一括
宛..永安寺納所禪師	差..高祐(花押)・(池田) 高雄	宛..山上永源寺	差..(進藤) 貞治(花押)・(三上)	[六角氏奉行人連署奉書]	切紙(モト折紙)	二七・五三卷子一括
切紙(モト折紙)	一二・四×三八・七	切紙(モト折紙)	一二・八×三六・八	一二・九×三九・二	一二・九×三九・一	二七・五三卷子一括
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚
二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括

四五四	四五五	四五六	四五七	四五八	四五九	五一〇	五一	五二	五三
二九八 八八二	二九九 二三四	三〇〇 六六一	三〇一 二九四	三〇二 三四八	三〇三 七一八	三〇四 一一五	三〇五 一五〇	三〇六 七一七	三〇七 七三三
永禄五・一〇・二四 一五六二	大永三・一〇・一三 一五四三	天文一七・一二・一三 一五四八	享禄元・閏九・一三 一五四八	天文五・一二・三 一五三六	天文二一・五・一〇 一五五二	文龜二・六・二 一五〇二	天文二一・五・一〇 一五五二	天文二一・一一・二三 一五五二	永和二・一・一 一三七七
〔六角氏奉行人連署奉書〕 〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔六角氏奉行人連署奉書〕 〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔六角氏奉行人連署奉書〕 〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔六角氏奉行人連署奉書〕 〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔六角氏奉行人連署奉書〕 〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔六角氏奉行人連署奉書〕 〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔六角氏奉行人連署奉書〕 〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔六角氏奉行人連署奉書〕 〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔六角氏奉行人連署奉書〕 〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔了道寄進狀〕
差..(宮木) 賢祐(花押)・(目賀) 田..貞遠(花押)	差..(進藤) 貞治(花押)・(池田) 高雄(花押)	差..(能登) 忠行(花押)・(池田) 高雄(花押)	差..(隱岐カ) 忠広(花押)・(池田) 田..高雄(花押)	一三・六×三九・五 切紙(モト折紙)	一三・六×三九・○ 切紙(モト折紙)	一三・六×三九・五 切紙(モト折紙)	一三・六×三九・○ 切紙(モト折紙)	一三・六×三九・○ 切紙(モト折紙)	一三・六×三九・○ 切紙(モト折紙)
宛..永源寺納所禪師	宛..飯高六ヶ寺・同諸各庵中	宛..在々所々諸代官沙汰人中	宛..永源寺納所禪師	宛..永源寺納所禪師	宛..永源寺納所禪師	宛..永源寺納所禪師	宛..永源寺納所禪師	宛..飯高六ヶ寺・同諸各庵中	宛..永源寺納所禪師
一三・六×三九・○ 切紙(モト折紙)	一三・六×三九・三 切紙(モト折紙)	一三・六×三九・五 切紙(モト折紙)	一三・六×三九・○ 切紙(モト折紙)	一三・六×三九・二 切紙(モト折紙)	一三・五×四〇・五 切紙(モト折紙)	一三・八×三九・二 切紙(モト折紙)	一三・八×三九・○ 切紙(モト折紙)	一三・六×三九・○ 切紙(モト折紙)	一三・六×三九・○ 切紙(モト折紙)
一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚
二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括
一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚
三〇・一×四四・四 豎紙	三〇・一×四四・五 切紙(モト折紙)	三〇・一×四四・五 切紙(モト折紙)	三〇・一×四四・五 切紙(モト折紙)	三〇・一×四四・五 切紙(モト折紙)	三〇・一×四四・五 切紙(モト折紙)	三〇・一×四四・五 切紙(モト折紙)	三〇・一×四四・五 切紙(モト折紙)	三〇・一×四四・五 切紙(モト折紙)	三〇・一×四四・五 切紙(モト折紙)
一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚	一通一枚
二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括	二七・五三卷子一括 二七・五三卷子一括



六五	六六	六七	六八	六九	七〇
三一九 四〇五	三三〇 五八四	三三二 八八三	三三二 一五六二	三三三 一六五五	一三三四 (承應四カ)・七・一一 (二六五五カ)
〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔六角氏奉行人連署奉書〕	〔龍江宗測書狀〕	〔龍江宗測書狀〕
差..(隱岐カ)忠広(花押)・(池田) 宛..飯高六ヶ寺	差..(宮木)賢祐(花押)・(池田) 宛..飯高六ヶ寺・同諸各庵中	差..(能登)忠行(花押)・(平井) 宛..當寺領所々地頭領主中・段 錢奉行中・名主百姓中	差..承禎(六角義賢)(花押) 宛..永源寺侍者禪師	差..三州設楽郡鴨谷村天龍寺派甘 泉寺僧中(黒印、印文「翔 龍」) 宛..寺社御奉行所	差..(承應四カ)・二・一八 一六五五
一三・一×三九・二 切紙(モト折紙)	一四・〇×三九・二 切紙(モト折紙)	一三・五×三九・五 切紙(モト折紙)	一三・五×三九・五 切紙(モト折紙)	一通 一枚	一通 一枚
五八・六七卷子一括 五八・六七卷子一括	五八・六七卷子一括 五八・六七卷子一括	五八・六七卷子一括 五八・六七卷子一括	五八・六七卷子一括 五八・六七卷子一括	一枚 一枚	一枚 一枚
一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一

## 註

註一：滋・文での文書名は〔織田信長禁制案〕。正文カ。永源寺文書・長櫛中世七七号文書に写あり。筆跡については、東寺百合文書・せ函・八八号文書の禁制参照。

註二：滋・文での文書名は〔含空院寺領目録〕。

註三：滋・文での文書名は〔石河道悟遵行状〕。函二二三一・四〇号文書に石河道悟遵行状あり。

註四：滋・文での文書名は〔永源寺領伊勢国守忠公文吉原貞次請状〕。本紙の前に、包紙（二六・九×三・六）が付けられている。

註五：滋・文での文書名は〔頭陀寺領公文職去文〕。

註六：滋・文での文書名は〔永源寺文書目録〕。

註七：滋・文での文書名は〔六角崇永寺領寄進状〕。

註八：史八七での文書名は〔新九郎久政書状〕。

註九：日賀田貞遠の人名比定については、遺の序文三頁に、「貞遠」の名字が「日賀田」であることが明らかになつた、とある。こ

の根拠については、〔『戦国遺文 佐々木六角氏編』補遺〕（『近江地方史研究』四六号、二〇一六年）八一八号文書に「日賀田越後守貞遠」とあることによる。

註一〇：滋・文・遺での年次は天文九年となつており、史八七では天文一九年となつてゐる。原文書の確認により、「十九年」とみえること、また池田高雄の花押には天文一〇年代中葉に変

化がみられること、すなわち天文九年奉書（二〇号）のものより、天文一七年奉書（四六号）のものと近いことから、天文一九年とした。次頁の写真を参照。

註一一：滋・文での文書名は〔禅智等志摩国潮音寺寄進状〕。

註一二：付年号は追筆。滋・文での文書名は〔道端書状〕。史八七では〔道瑞書状〕。

註一三：滋・文での文書名は〔富塚曇瓊田上牧庄・中庄田地在家寄進状〕。史八七での文書名は〔田上中庄下司公文給田屋敷注文〕。

註一四：史八七での文書名は〔僧墨瓊寄進状〕。

註一五：滋・文での宛所は〔当所名主沙汰人百姓中〕。

註一六：滋・文での文書名は〔弥天永祚開山塔頭燈油田寄進状〕。

註一七：五五、五六号にみえる寄進地は、一つを除き同一である。五五号文書は五六号文書の写または土代カ。

註一八：滋・文での文書名は〔靈仲禪英拾貰文寄進状〕。

註一九：滋・文での文書名は〔正源寺邪僧ニ付甘泉寺僧中訴状〕。ま

た、差出は「甘泉寺僧中」。史八七での文書名は〔三州設楽郡鴨谷村甘泉寺僧中申状〕。

註二〇：滋・文・史八七では年未詳としているが、六九号文書と関連する可能性があることから、（承応四カ）とした。

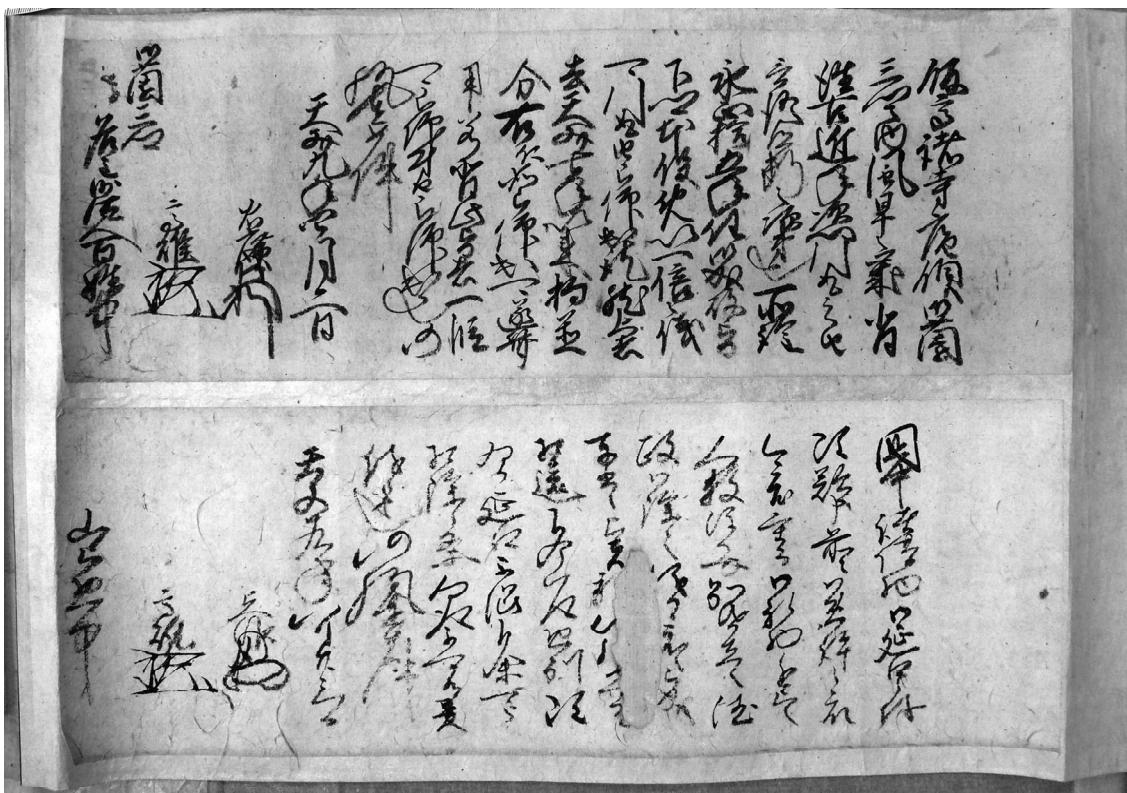


写真1 天文9年奉書（20号）と天文19年奉書（21号）の現状

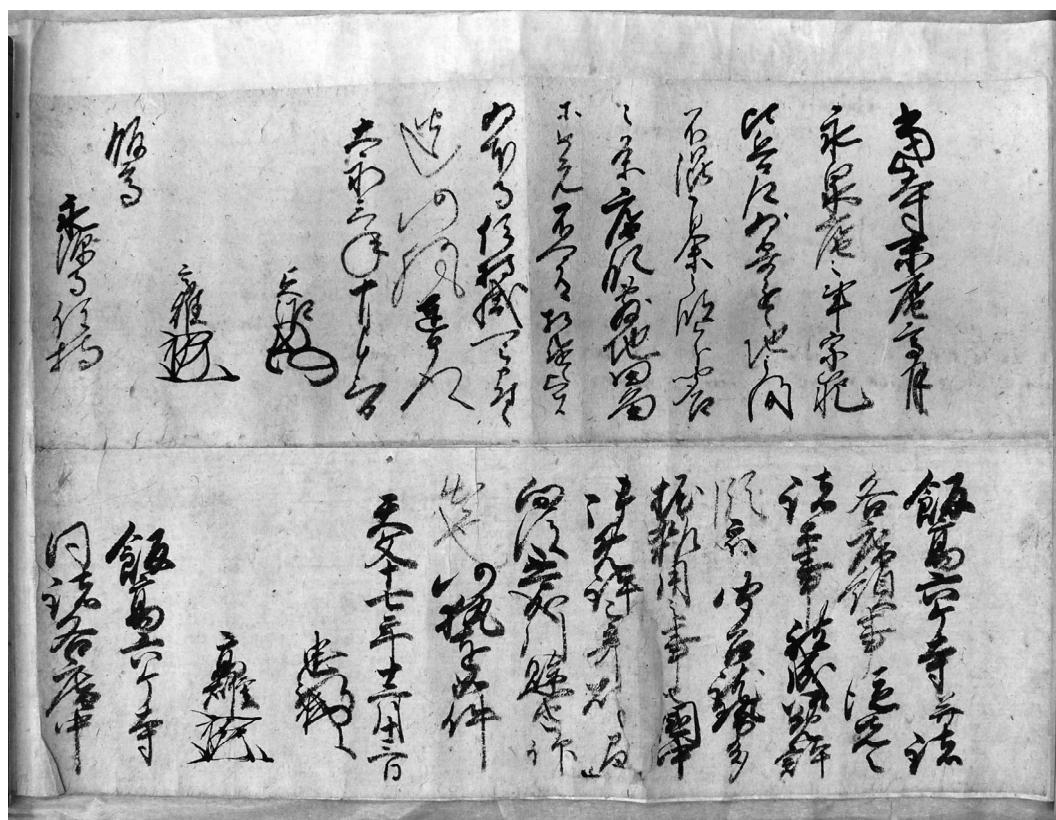


写真2 大永3年奉書（45号）と天文17年奉書（46号）の現状

目録③  
函二四六

番号	目録	文番号	遺番号	年月日	西暦	文書名（内容）	差出宛所	形状	法量（縦×横）	紙数	備考・註記	
八 三四一	七 三四〇	二六 三三九	一六 三三八	二五 三三七	一五 三三六	四 三三五	三 三三五	二 三三五	一 三三四	西暦 明徳元・六・六 一二九〇	左衛門佐（斯波義将） 宛々木大夫判官（六角満高）	
一四三一 永享四・二・一五	一四二八 応永三五・二・一三	一四二〇 応永二七・二・一五	一四一二 応永一九・三・一六	一四〇八 応永一五・七・一六	一四一〇 応永一九・三・一六	一四一〇 年月日未詳	一四一〇 応永一七・三・一五	一四一〇 年月日未詳	明徳四・二・一 一二九三	越渓秀格判・可庭祖方・庵主 綸・定岩乾一判・松嶺道秀 判・弥天永糸判・靈仲禪英判	三〇・〇×三五・四 一通 一通 一通 一通 一通 一通 一通 一通 一通 一通 一通 一通	左衛門佐（斯波義将） 宛々木大夫判官（六角満高） 越渓秀格判・可庭祖方・庵主 綸・定岩乾一判・松嶺道秀 判・弥天永糸判・靈仲禪英判 包紙あり 一通 一通 一通 一通 一通 一通 一通 一通 一通 一通 一通 一通
〔肅翁永穆分舍利勘計状〕	〔肅翁永穆分舍利勘計状〕	〔聖哲・曇歎・聖貞・聖秀分舍利勘計状〕	〔性建祖法・禪円舍利勘計状〕	〔汝舟元済舍利勘計状〕	〔舍利勘計状〕	〔永陽・元祖分舍利勘計状〕	〔性円請状〕	〔永陽・元祖分舍利勘計状〕	〔永陽・元祖分舍利勘計状〕	〔永陽・元祖分舍利勘計状〕	〔永陽・元祖分舍利勘計状〕	
宛 差 一 一	宛 差 一 一	宛 差 一 一	宛 差 一 一	宛 差 一 一	宛 差 一 一	宛 差 一 一	宛 差 一 一	宛 差 一 一	宛 差 一 一	宛 差 一 一	宛 差 一 一	
小切紙 二三・九×一〇・〇	小切紙 二三・七×一〇・六	小切紙 二三・七×一七・九	小切紙 二四・三×一七・九	小切紙 二四・三×一七・九	小切紙 二四・三×一七・九	小切紙 二三・六×八・〇	小切紙 二三・六×八・〇	小切紙 二四・〇×六・六	豎紙 二八・〇×四〇・三	豎紙 二四・〇×四〇・三	豎紙 三〇・〇×三五・四	
一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	一枚	
註一〇 四(一二貼込)	註九 四(一二貼込)	註八 四(一二貼込)	註七 四(一二貼込)	註六 四(一二貼込)	註五 四(一二貼込)	註四 四(一二貼込)	註三 四(一二貼込)	註二 四(一二貼込)	註一 四(一二貼込)	註一 四(一二貼込)	註一 四(一二貼込)	

九	三四二	永享四・二・一五	一四三二	(徳雲元林舎利勘計状)	差徳雲	三・六×一三・三
一〇	三四三	寛正三・二・一五	一四六二	(開玉聖運・聖沂元永舎利勘計状)	差聖運(花押)・聖沂(花押)	二四・五×三・八
一一	三四四	文明八・二・一五	一四七六	(永均祖安等舎利勘計状)	差建丈(花押)・永均(花押)	二二・九×三・五
一二	三四五	文明八・二・一五	一四七八	(種翁永種舎利勘計状)	差友雲庵主清信(花押)	小切紙
一三	三四六	応永三三・九・三	一四二六	(室町幕府管領畠山道端施行状案)	差沙弥(道端、畠山満家)	二四・三×七・四
一四	三四七	応永三三・九・三	一四二六	(室町幕府管領畠山道端施行状案)	差佐々木四郎兵衛尉(六角満綱)	小切紙
一五	三四八	文安五・一二・五	一四四八	(龍井庵元唆再住時舎利勘計状)	差元龍(宗二)(花押)	二四・八×四二・三
一六	三四九	長禄三・七・七	一四五九	法衣箱内註文	差佐々木四郎兵衛尉(六角満綱)	二四・八×四二・三
一七	三五〇	延徳三・一〇・九	一四九一	(室町幕府奉行人連署奉書案)	差元龍(宗二)(花押)	小切紙
一八	三五一	延徳三・一〇・九	一四九一	(室町幕府奉行人連署奉書案)	差元龍(宗二)(花押)	四(一)二貼込
一九	三五二	明応七・七・吉	一四九八	法衣箱人物之注文	差元龍(宗二)(花押)	註一四
宛	一	差住持小比丘(心月)元清(花押)(花押)	宛当寺住持	差散位(飯尾行房)・散位(飯當寺住持)	差散位(飯尾行房)(花押)・散位(飯當寺住持)	四(一)二貼込
一通	一枚	三三・三×四五・五	一通	三三・六×四一・七	二四・六×四一・七	一枚
一枚	一枚	三三・三×四五・五	一枚	一枚	二九・〇×四一・六	一枚
註二〇	包紙あり	註一九	註一九	註一八	註一七	註一六

二三	二一	二一	二〇
一 一	一 三五五	一 三五四	一 三五三
大正一五・七・二五 一九二六	年未詳・二・七	永禄九・八・二七 一五六六	(天文二二)・一〇・五 (二五五三)
品目 (函内文書目録)	〔某舍利粒奉納状〕	〔永寿知客官錢請取状〕	〔四辻季遠書状〕
宛 差 文 宗	宛 差 守塔 文「柏浦」	宛 差 （花押）・維那宗繼 （花押）・印文「柏浦」	宛 差 （花押）・奉行祖榮 （花押）・印文「柏浦」
紙 明 紀 綱 執 事	紙 明 紀 綱 執 事	紙 明 紀 綱 執 事	紙 明 紀 綱 執 事
二四 四 〇 × 三 一 ・ 五	二六 六 × 四 〇 ・ 四	三三 七 × 四 五 ・ 七	二五 〇 × 八 二 ・ 四
一通 一枚	一通 一枚	一通 一枚	二通 一枚
註 三	註 三	註 二	引 紙 二 枚、 礼 紙 切 封 墨

## 註

註一：滋・文での文書名は〔室町將軍家御教書案〕。

註二：滋・文での文書名は〔永源寺住持僧衆并聖教等制法案〕。

註三：滋・文での文書名は〔嶋河性円八木郷名代職作式請状〕。史七

八での文書名は、〔嶋河性円名代職請文〕。「嶋河」は、文書中の「蚊野」の西に位置する地名。

註四：滋・文での文書名は〔舍利數覧〕。四～一二号文書を貼り込んだ料紙の端裏に「舍利數書 小切九」と記されている。

註五：滋・文では立項なし。五号文書と同紙だが前欠の別文書の写とみるべきか。

註六：滋・文での文書名は〔侍真比丘元済舍利數覧〕。元済の道号は、永源寺編『瑞石山永源寺宗派図』（永源寺、一九二五年）により補つた。以下、六一、九、一〇、一一、一二、一五、一九号

文書の道号・法諱も同様に補つた。

註七：滋・文での文書名は〔性建舍利數覧〕。

註八：滋・文では立項なし。六号文書と同紙だが別文書とみるべきか。

註九：滋・文での文書名は〔永穆舍利數覧〕。肅翁永穆については、

『補庵東遊続集』に横川景三による永穆の画贊が載せられている。

註一〇：滋・文での文書名は〔肅翁舍利數覧〕。

註一一：滋・文での文書名は〔徳雲舍利數覧〕。

註一二：滋・文での文書名は〔聖雲・聖沂舍利數覧〕。

註一三：滋・文での文書名は〔友雲庵主清信舍利數覧〕。

註一四：滋・文での文書名は〔永雅舍利數覧〕。

註一五：滋・文での文書名は〔室町將軍家御教書案〕。

註一六：滋・文での文書名は〔室町將軍家御教書案〕。

註一七：滋・文での文書名は〔法衣箱内品物注文〕。

註一八：滋・文での文書名は〔龍井庵元暎舍利數覧〕。初住時の宝徳

二年の勘計数および、押紙にて、嘉吉四年・文安三年の開玉

聖運舍利勘計状を含む。

註一九：函二三三・四一号文書と関連。

註二〇：滋・文での文書名は〔法衣箱内品物注文〕。

註二一：袖朱印、印文「永源禪寺」。

註二二：滋・文・史八七では、月日を「一月一〇日」としているが、原文書の確認により、一月七日とした。なお、差出の「□□」は、「□員」もしくは「無回」と読めるか。後者とすれば、

無因是三の可能性も考えられるが、未考。

註二三：滋・文・史八七では立項なし。

目録④  
函二九〇

番号	目録	文番号	年月日	西暦	文書名（内容）	差出宛所	形状	法量（縦×横）	紙数	備考・註記
一 三五六	一 三五六	明応四・九・二六 一四九五	〔後土御門天皇綸旨〕	差..右中弁（広橋）守光 宛..永源寺住持	三四・六×四九・五 豎紙（宿紙）	一枚	一通	一枚	註一	
二 三五七	二 三五七	享禄元・一一・二三 一五一八	〔後奈良天皇綸旨〕	差..右中将（滋野井季国）（花押） 宛..永源寺	三一・八×四二・一 豎紙（宿紙）	一枚	一通	一枚	註二・三	
三 三五八	三 三五八	享禄二・一・一〇 (一五二九)	〔三条西実隆書状〕	差..堺空（三条西実隆） 宛..永源寺住持丈室	一八・六×五〇・三 切紙	一枚	一通	一枚	註二・三	
四 三五九	四 三五九	(享禄元) (一五二八)	〔三条西実隆書状〕	差..聴雪子（三条西実隆） 宛..旅幕下（細川高国）	一八・六×二七・三 切紙	一枚	一通	一枚	註二・三	
五 三六〇	五 三六〇	天文二二・五・二四 一五五三	〔後奈良天皇綸旨〕	差..右中将（庭田重保）（花押） 宛..当位日岑（永旭）和尚禪室	三〇・〇×九三・八 豎紙（宿紙）	一枚	一通	一枚	一枚	註一
六 三六一	六 三六一	延宝三・六・一 一六七五	〔靈元天皇綸旨〕	差..權右中弁（万里小路淳房） 宛..南嶺（慧詢）和尚禪室	三三・二×五七・四 豎紙（宿紙）	一枚	一通	一枚	一枚	註三・四
七 三六二	七 三六二	延宝七・一二・一	〔靈元天皇綸旨〕	差..左中將（東園基量）（花押） 宛..拙心（正千）和尚禪室	三三・二×五七・八 豎紙（宿紙）	一枚	一通	一枚	一枚	註三・四
一 一六七九	一 一六七九	〔靈元天皇綸旨〕			礼紙あり 註四					
一 通	一 枚	一 通	一 枚	一 通	礼紙あり 註五					
一 通	一 枚	一 通	一 枚	一 通	礼紙（封紙）あり 註六					

註

註一：成卷時に「後土御門院永宣旨」との付箋あり。

註二：成卷時に「後奈良院永宣旨」との付箋あり。

註三：『実隆公記』に関連の記述あり。

註四：三、四号の成卷時に「綸旨副状 道遥院実隆卿」との付箋あり。

なお、四号文書の「旅幕下」のみならず、三号文書中にも「常桓」細川高国が登場する。

註五：成卷時に「西堂永宣旨」との付箋あり。

註六：六、七号の成卷時に「靈元院紫衣御綸旨 南嶺和尚 拙心和尚」との付箋あり。

付記

同函内には、一、七号文書のほか、二点の文書があるが、史八七には採られていない。

一点目は、「國師号御宣下請願書 付永源寺由緒並ニ法系一斑」（昭和二年一月二十五日付）。差出・臨濟宗大本山永源寺派管長高木獸鳳（朱印）、同執事長西堀宜整（朱印）、同執事中村實道（朱印）・山田桃岳（朱印）、協贊人・一九名、檀信徒總代・三名、宛所・宮内大臣一

木喜徳郎。形状は冊子（蜀紙）。協贊人の日付は同年同月五日付、「永源寺由緒並ニ法系一斑」の後に「正燈國師」とあり。

二点目は、「書狀付札」。形状は包紙・切紙、五枚四通。包紙に「折紙四通 綸旨篋入」とあり。一通目は、付札に「宝篋院殿義詮公（古筆了佐黒印、印文「琴山」）」「寂室和尚建長寺公文」とあり。包紙に「寂室和尚建長寺公文 古筆了佐外題」宝篋院殿義詮公御判也 尊氏公長子」とあり。二通目は付札に「畠山殿（古筆了佐黒印、印文「琴山」）」とあり。包紙に「永源寺御祈願寺之狀」畠山左衛門佐基國「古筆了佐」外題」とあり。三通目は付札に「廣橋殿兼宣公（御判有）之」近江国柿御園（古筆了佐黒印、印文「琴山」）とあり。包紙に「近衛大納言殿寄進狀付札」とあり。四通目は付札二枚にそれぞれ「廣橋殿守光公（御名乘有）之」為「當寺再興」（古筆了佐黒印、印文「琴山」）「為「當寺再興」右中弁守光」明応四年九月廿六日乙卯正（古筆了佐黒印、印文「榮」）、「三條西殿実世公（号三光院）」、御判有「當寺事、転位」（古筆了佐黒印、印文「琴山」）「（當寺事転位、判有）享禄元年十一月廿三日」乙卯正（古筆了佐黒印、印文「榮」）とあり。包紙に「綸旨式通付札」とあり。